

## 自由民主党衆議院議員【埼玉 3 区（越谷市・草加市）】

## 大雪被害と竜巻被害から考える被災地支援体制

## ～私が考える問題点と改善方法～

※きかわだひとし後援会 入会のご案内など

きかわだステーション



第 28 号

きかわだひとしFBはこちら！友達募集中！↑↑↑  
衆議院議員黄川田仁志事務所発行 電話 048-933-0591自立と誇りある  
日本をつくります

地域の皆様と共に！

**大雪被害と竜巻被害から考える被災地支援体制**

自由民主党衆議院議員の黄川田仁志です。

2 月は、越谷市も草加市も、45 年ぶりの大雪に見まわれました。読者の皆様も、公共交通の遅延や雪かきに大変だったと思います。特に、埼玉県内の秩父市等北部の地域では、除雪が間に合わず、長期間に渡って、孤立した地域も発生しました。埼玉県が自衛隊の災害派遣を断っていたという報道も一部に出ましたが、私が調べたところによると次の通りでした。

自衛隊の災害派遣は、防衛省以外の国の役所、並びに、地方自治体の能力を超える場合で、人命に関わる時のみ、都道府県知事の要請を受けて実施されるものです。今回、埼玉県は、孤立地域へのヘリコプター等による物資輸送を自衛隊に依頼しましたが、除雪は、県や国土交通省、市町村等の体制で対応できると判断し、自衛隊に災害派遣要請は実施しませんでした。一方で、実際に大雪被害にあった自治体からは、県に対し、人命救助に係る除雪支援を自衛隊に要請してほしいとの強い要望があったようです。

このことについて、後日、小野寺五典防衛大臣と意見交換させていただきました。埼玉県から除雪要請なかったものの、なだれの危険性を鑑み、もしものときには、いつ自衛隊に派遣要請が来ても良いように、近隣の部隊の準備は万全に整えていただいております。非常に力強く感じました。

今回の大雪被害、並びに、昨年 9 月に越谷市で発生した竜巻被害を通じて、共通に実感したことがあります。

それは、被災者支援の基準に曖昧な部分があり、実際に被災した自治体と都道府県と国で、意思疎通がうまくはかれていないということです。

**1 「みなし」仮設住宅の問題**

例をあげますと、去年の越谷市の竜巻被害による「みなし仮設住宅」の問題があります。

「みなし仮設住宅」とは、被災によって住居を失った被災者が、近隣のアパートやマンション等、民間事業者の賃貸



小野寺五典大臣と被災地支援について意見交換

住宅を仮住まいとして入居できる制度です。その賃貸住宅をプレハブなどで建てられた「応急仮設住宅」と同じように、賃料を国や地方自治体が負担します。越谷市の竜巻で、住宅が全壊した方の中には、この「みなし仮設住宅」を希望された方が複数いらっしゃいました。しかし、県は、民間賃貸住宅ではなく、近隣の公営住宅に入居させる方法を取りました。このことについて、私は何度も、国、県、越谷市の担当者とお話しさせていただきましたが、災害救助法に基づく民間賃貸住宅の「みなし仮設住宅」を手当てすることはできませんでした。結局、被災者の方の内、実際に民間賃貸住宅に入居された方に対しては、越谷市が独自の条例をつくり、家賃補助を実施しています。

裏面に続く

# 大雪被害と竜巻被害から考える被災地支援体制

## ～私が考える問題点と改善方法～

なぜ、越谷市の竜巻被害で、災害救助法に基づく、民間賃貸住宅の「みなし仮設住宅」を手当てすることができなかったのか。主な原因として、国と県の早急な情報交換、情報共有の不足があります。

災害救助法に基づく救助は、同法第二条によって、都道府県知事が行うことと決められています。国は県からの報告に基づき、財政支援を行います。同法の適用になるかどうかは、都道府県知事が判断することになっているのです。越谷市の竜巻被害で埼玉県は、災害救助法に基づく民間賃貸住宅の「みなし仮設住宅」を認めませんでした。県が認めないものを、国が認めることは制度上できません。

このことを内閣府防災担当に確認したところ、国は、県に対し、民間賃貸住宅の「みなし仮設住宅」を認めないとは、一切言っていないとのことでした。むしろ、被災地の実情を鑑みて、民間賃貸住宅の「みなし仮設住宅」という選択肢もあることを越谷市に説明しています。ここに、被災地の実情に関する国と県の情報共有の不足を強く感じます。実は、先月の大雪被害においても同じようなことが起きています。自衛隊は都道府県知事からの要請がなければ何もできません。どんなに被災地域が訴えても、市町村長からの依頼では、自衛隊は動くことができないのです。被災現場の声を誰が責任を持って反映させるのか、今の体制では対応が不十分であることは明白です。

### 参考：災害時被災者支援に大きく関わる代表的な法律

法律名	権限など	主な支援内容
災害救助法	適用の判断は都道府県知事	避難所関係費用、仮設住宅費用等の支給
被災者生活再建支援法	支援金支給決定は都道府県知事	全壊、半壊住宅等に住宅補修費等一定額支給

## 2 地方分権と被災地支援

国は、現在進めている地方分権政策により、都道府県や市町村が決定する事項に、以前のように口を出さなくなりました。地域の自主性に任せることが基本だからです。しかし、災害時は緊急事態です。被災した自治体は、現場の対応だけで手一杯になることは明白で、現場の実情を、県や国が上手に救い上げ、支援政策に反映させる必要があります。大きな災害の場合、国も担当政務官や担当職員をすぐに現場に派遣しており、現場のことを目の当たりにしている訳ですから、災害時支援政策の決定権を有している都道府県に対し、積極的に助言をするべきだと私は思います。

また、都道府県も県内一律の対応ではなく、地域事情を早急にしっかり把握する必要があります。特に、埼玉県は、幸運なことに、これまで大きな災害のない地域でした。災害に不慣れであるために、対応が遅延したことは否めません。誰の為でもない、被災した国民のために、効果的な支援体制を作り上げる必要があります。

平成 26 年 3 月 吉日 自由民主党衆議院議員

黄川田仁志

～一緒に日本の政治を考え、行動してみませんか？～

## きかわだひとし後援会 入会のご案内

きかわだひとしの政治理念及び活動に共感し、応援していただける方を募集しております。越谷市または草加市にお住まいの方なら、どなたでもご入会いただけます。**入会金・年会費は不要**です。会員の皆様には、活動報告等をお届けします。入会を希望される方は、恐れ入りますが、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。



一緒に「自立」と「誇り」ある日本を創ろう！ **きかわだひとし後援会**

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷 2-8-31 Tel 048-962-8005 Fax 048-962-7999

Mail : [info@kikawadahitoshi.jp](mailto:info@kikawadahitoshi.jp) HP : <http://www.kikawadahitoshi.jp>

Blog : <http://ameblo.jp/kikawadahitoshi/> (Ameba 政治家ブログ)

**ボランティア大歓迎**

きかわだひとしの活動をお手伝いいただける方を募集！

**カンパ募集しております！**

サラリーマン出身のきかわだひとしの政治活動拡大にご協力を！

**きかわだひとしとは？**…自民党衆議院議員。東京理科大学卒、米州大学大学院修了。松下政経塾出身。元環境コンサルタント。昭和 45 年生まれ。趣味は剣道、空手、野球、落語。現在、外務、法務、震災復興特別各委員会所属。自民党青年局長。